

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行爲の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

町の96%が帰還困難区域には924haの農地があり、4%の避難指示解除準備区域には113haの農地が存在している。
 避難指示解除準備区域については、同区域への水利が、放射線量が高い帰還困難区域から流れていることもあること、上流部の水路等農業施設の復旧が出来ないこと、農作物の作付け制限がされていることなどから除染後の農地保全も手付かずの状況にある。
 一方、除染後農地の保管理手法として、町内に福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターの事業により地力増進作物の実証研究のため実証圃を設置しているところである。今後、この実証研究を踏まえて、当分の間管理できない農地へ活用できないか検討していく。
 また、町は避難指示解除準備区域内に再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンをゾーニングし、農業再生による原風景回復を目指すことや、施設園芸（太陽光利用型植物工場等）や営農型太陽光発電など新しい農業・新たな産業創出を検討していく。
 なお、帰還困難区域内の農地については、復興シンボル軸の沿線から復興拠点の広がりとして、段階的に再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンにおける取組みの段階的な拡張を目指していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

現在、県外を含めた町外での営農再開者が、直ちに帰還して地元で営農再開できる環境ではないことから、引き続き支援を継続していく。
 また、現状では直ぐには営農再開ができないことから、避難指示解除準備区域内に再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンとして、①再エネ発電拠点、及び②水田再生活用拠点、並びに③次世代園芸チャレンジ拠点の整備を検討していく。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

避難指示解除準備区域内の農地については、隣接する浪江町の住民所有の農地も散在していること、また今後のまちづくり計画の推進により農地として活用できる農地が限られていくことから、今後の担い手の確保など、農地所有者の意見も踏まえ、地域内での営農再開に向けて検討していく。
 同区域内のその他の農地は、ゾーニングされた再エネ発電拠点、次世代園芸チャレンジ拠点では、営農型太陽光発電施設や施設園芸等用地にそれぞれ状況を見ながら利用していくことを検討していく。また、水田再生活用拠点については、当面、当町での限られた農地であることから、帰還困難区域及び中間貯蔵施設予定地内を経由してくる水利の利用や、農地の保管理について検討していく。
 なお、帰還困難区域内での営農はできないものの、今後のまちづくり計画の推進に合わせて復興拠点整備が広がることから、農地転用は必要最小限とする。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

避難指示解除準備区域（両竹、浜野地区）の農地については、県の海岸堤防・海岸防災林、復興祈念公園やアーカイブ拠点施設整備用地として、また町による中野地区復興産業拠点として整備していく。
 なお、帰還困難区域の農地の利用については、今後の復興拠点の広がり状況から、避難指示解除準備区域での取組み状況の知見をもとに検討していく。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

--

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A地区	中野地区	都市施設の整備に関する事業	中野地区復興産業拠点等用地	ha 49.6	ha 43.9	ha 43.9	ha 43.7	双葉町	28年度～32年度	-	非線引き都市計画区域の用途地域外	
計				ha 49.6	ha 43.9	ha 43.9	ha 43.7					

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注)
- (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 - (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 - (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 - (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
 - (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 中野地区 中野地区復興産業拠点整備事業

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
国営請戸 川地区計 画用水系 統図 A地区	国営かん がい排水 事業	請戸川地区	農林水産省 東北農政局	3,810ha	S49～ S63	42.9ha	完了	直轄	<p>双葉町は、現在、96%が帰還困難区域であり、残り4%が避難指示解除準備区域である。</p> <p>今回「働く場」となる復興産業拠点施設は、線量が低い避難指示解除準備区域内に計画しているが、当該受益地以外に必要な面積を確保できる地区は他にない状況である。</p> <p>当該地を復興産業拠点整備事業として当該受益地から除外することについては、東北農政局、双葉町農業委員会及び請戸川土地改良区へ説明し調整済である。</p> <p>今回の整備事業により水路が廃止されるものについては、代替え水路により水田再生活用拠点への用水を確保する。</p> <p>なお、農地転用により請戸川土地改良区の区域除外等が必要となるため、理事会への手続きを得て、総代会への手続き中である。</p>
	国営かん がい排水 事業	新請戸川地区	農林水産省 東北農政局	3,548ha	H22～	42.9ha	実施中	直轄	
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>生活雑排水は污水处理施設で処理の上調整池へ流入させ、雨水排水は調整池を經由して新設排水路から2級河川前田川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。</p> <p>既設水路の廃止に伴い代替水路については、請戸川土地改良区と調整済であり、今後具体化に向けて協議を進めていく。隣接農地については、農業用排水路の機能維持や日照の確保など、今後の農地の保全管理や営農再開に支障がないように配慮する。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行う予定である。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、
当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その
施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記載する。